

奈良県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、曲川土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

令和三年六月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	中村 明男	橿原市曲川町五丁目四―三〇
〃	藤村 秀夫	〃 一丁目八―一九
〃	前田 昌史	〃 一丁目一六―二〇
〃	吉川 典秀	〃 二丁目一―三二
〃	島田 往紀	〃 二丁目一八―四七
〃	吉田 俊信	〃 一丁目一八―一五
監事	吉田 勝秀	〃 二丁目一―三四
〃	吉川 米二	〃 四丁目四―一〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	中村 明男	橿原市曲川町五丁目四―三〇
〃	松村 博行	〃 二丁目六―三〇
〃	東 明弘	〃 二丁目八―六〇
〃	藤村 秀夫	〃 一丁目八―一九
〃	安田 博司	〃 一丁目四―二〇
〃	辻谷 清浩	〃 一丁目八―二七
監事	小川 佳映	〃 五丁目一五―二七
〃	関口 卓爾	〃 一丁目一―一三